

令和7年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科 業務委託仕様書

1 事業の趣旨

京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区画。以下「府北部地域」という。）は府内でも高齢化率が高く、介護・福祉サービスのニーズが高くなっている。こうした状況の中、府北部地域において求職者に対し職業訓練の提供を行い、新たに福祉人材の養成・確保を行う。

2 委託業務の名称

令和7年度離職者等再就職訓練事業福祉即戦力人材養成科業務（以下「本事業」という。）

3 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

新規福祉人材養成事業

北部の関係団体・機関、事業所等が連携して、府北部地域で福祉人材を養成する次の求職者訓練を実施する。

ア 離職者向け普通職業訓練福祉即戦力人材養成科の実施

(ア) 訓練実施基準

訓練 目標	福祉人材として、就職後に即戦力となり中核を担えるよう専門性の高い知識・技能を修得する。
訓練 項目	<ul style="list-style-type: none"> a 介護職員初任者研修（130時間） <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解（6時間） ・介護における尊厳の保持・自立支援（9時間） ・介護の基本（6時間） ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間） ・介護におけるコミュニケーション技術（6時間） ・老化の理解（6時間） ・認知症の理解（6時間） ・障害の理解（3時間） ・こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間） ・振り返り（4時間） b 実務者研修認定研修（200時間） <ul style="list-style-type: none"> ・社会の理解Ⅱ（30時間） ・介護の基本Ⅱ（20時間） ・コミュニケーション技術（20時間） ・発達と老化の理解Ⅰ（10時間） ・発達と老化の理解Ⅱ（20時間） ・認知症の理解Ⅱ（20時間） ・障害の理解Ⅱ（20時間） ・こころとからだのしくみⅡ（60時間） c 追加研修（170時間以上） <ul style="list-style-type: none"> ・施設実習等の福祉分野に係るもので補足すべき研修 ・就職活動力向上に資する研修 ・社会人力向上に資する研修

※ 実施にあたっては、北京都ジョブパーク福祉人材コーナーで管理する講師バンクを活用し北部事業所職員が中心となって訓練を運営すること。

※ 別添1「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」中の「デジタルリテラシーを含むカリキュラム例」を参考にカリキュラムを設定すること。当該カリキュラム例にない場合は、「DXリテラシー標準の項目の一覧」中のいずれかに該当する内容とすること。

(イ) 訓練期間等

a 訓練期間

- ・丹後地域 令和7年9月2日（火）から令和8年1月30日（金）まで
- ・中丹地域 令和7年11月5日（水）から令和8年3月31日（火）まで

b 訓練時間

訓練日数は1箇月当たり18日以上（総訓練日数90日以上）を標準とし、訓練時間は1箇月当たり100時間以上確保すること。

c 主な訓練実施場所

- ・丹後地域
- ・中丹地域

d 訓練人員

- ・丹後地域 25名
- ・中丹地域 25名

e 訓練の中止

受講生が少人数等により効果的な訓練ができない場合は、受託事業者と協議の上、当該訓練を中止することがある。

(ウ) 受講者の募集等

a 受講者の募集

公共職業安定所等の関係機関と連携し、募集計画を立て、受講者の募集を行うこと。その際、応募状況を取りまとめ、募集が少ない場合等は、必要な対策を講じること。

b 受講受付

受講希望者の受付は公共職業安定所が行う。その際に必要な書類は、福知山高等技術専門校と協議の上、作成すること。

c 受講者の選定に当たり、受託事業者が選考試験を行うこととする。

- ・内容 筆記試験（国語・数学）、面接
- ・場所 受託事業者の講習会場等

なお、定員に満たない場合は選考試験を実施しないことがある（受講希望者には、福知山高等技術専門校から連絡）。

(エ) 就職支援

受託事業者は、就職支援期間（訓練期間及び訓練終了後3箇月間）を通じ訓練受講者の就職支援に努めることとし、的確な就職支援がなされていない場合は、委託者の専門就職指導員の指導・助言が行われることがある。

a 就職支援責任者の設置

以下のいずれかに該当する者が望ましいこと。

- ・キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）
- ・キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）
- ・職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者

b 就職支援責任者の業務内容

- ・過去の訓練生に対する就職実績等を踏まえ、訓練生に対する就職支援を企画・立案すること。
 - ・ジョブ・カードの作成及びジョブ・カードを活用した職業相談及び公共職業安定所その他職業紹介機関から提供された求人情報の提供等の就職支援を適切に実施すること。
 - ・訓練修了1箇月前を目途に、就職先が決まっていない訓練生について、必ず安定所へ誘導し、職業相談を受けさせること。
 - ・職業紹介事業者として許可を受けている委託先機関においては、公共職業能力開発施設、公共職業安定所等の関係機関及び訓練生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練生に就職支援を行うこと。
 - ・訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、公共職業能力開発施設や労働局又は公共職業安定所に情報提供すること。
- c ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施

- ・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングは訓練期間中に3回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては、受講生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。
- ・受講生のプライバシーに配慮することとし、キャリアコンサルティングのための別室を確保すること。

(オ) 付随業務

- ・別途指示する時期及び期間ごとに、受講者ごとの出欠状況の管理及び指導、能力習得状況、受講態度、事故発生時等についての報告を行うとともに、訓練修了時にアンケート調査及び訓練終了3箇月後に就職状況の調査を実施し、その結果を取りまとめて報告すること。
- ・受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務を行うこと。
- ・訓練の前後に入校式、修了式を行うとともに、入校決定通知書及び訓練の修了者に対して修了証書を伝達すること。
- ・公共職業訓練受講生へのジョブ・カードの交付は原則必須とし（特別な理由がある場合はその旨を報告書にまとめ提出すること）、訓練期間中にジョブ・カードに係るキャリアコンサルティングを受講生1人につき最低3回以上行うことが望ましい。
- ・職業訓練生総合保険の任意加入に係る事務を行うこと。

イ 実施協力体制の構築

研修講師は、原則として、府北部地域から人材を招聘することとし、事前に講師研修等を実施し、事業趣旨の徹底、講師間の協力体制の構築、講師バンクの構築・登録・運用（令和7年度以前の出講者も含む）を行うこと。また、実習等において、地域の関係団体、事業所の協力体制を構築すること。

4 受講者からの費用徴収

受講料は無料とし、教材費・検定受験料及び保険料・健康診断等の費用は受講者から実費分を徴収して差し支えないが、その額については真に訓練に必要なものに限定するとともに、低廉な額となるよう配慮すること。また、訓練生の個人負担となる経費については、訓練生募集の段階で募集案内等において明記すること。

5 訓練の実施体制

訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適

合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者として認めること。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。また、訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技のものにあつては、15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とすること。

6 その他

- ・ 気象警報等により休講し訓練を行わなかった場合は、原則として日を振り替えて訓練を実施すること。
- ・ 講師は、受講者の要望により、当日の訓練終了後の質問等に応じるよう努めること。
- ・ 受託事業者は、事業の実施に当たって、火災、盗難その他の事故の防止に努め、また、受講者に避難経路を周知・徹底し、点検を怠らないこと。
- ・ 委託事業の履行を確保するため、関係職員による調査など必要な措置をとる場合があること。
- ・ 委託訓練では多岐にわたる訓練生の個人情報を取り扱う為、訓練実施中及び訓練終了後も決して受講生の個人情報が漏えいすることのないよう、当校が定めた「離職者訓練（委託訓練）の実施に係る個人情報の取扱いについて」に基づいて組織的に取り組み、万全を期すこと。
- ・ 1箇月以内の企業実習を訓練に設定する場合は、訓練期間は受講生を「職業訓練生総合保険」に加入させること。
- ・ 受託事業者は、委託契約を締結する日から過去5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講していること。ただし、ガイドライン研修の受講要件を満たしていない場合でも、令和7年度中にガイドライン研修等の受講要件を満たすことを条件に応募資格を有するものとする。

7 委託料の支払いについて

ア 就職実績に応じた委託費の交付に関する事項

就職支援経費の単価は、受講生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額として、下記(イ)に定める額とする。

(イ) 就職支援経費の単価

就職支援経費の額については、下記ハにより算出する「就職支援経費就職率」に応じ、以下に定めるところによるものとする。

①就職支援経費就職率	80%以上	20,000円（外税）
②就職支援経費就職率	60%以上80%未満	10,000円（外税）
③就職支援経費就職率	60%未満	支給なし

(ロ) 支払額

就職支援経費の支払い額の算出方法は、以下によって計算される額を支払う。

<就職支援経費の支払額> 受講者数×就職支援経費×対象月数

(ハ) 就職支援経費就職率の算定方法は以下のとおりとする。

＜就職支援経費の支払額＞	
対象就職者	
(訓練修了者+対象就職者のうち就職のための中退者)	× 100

当該就職支援経費の対象となる「対象就職者」とは以下のとおりとする。

- a 訓練修了後3箇月以内（この場合の「訓練修了後3箇月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して3箇月以内（3箇月経過する日）」とする。以下同じ。）に就職（就職のための中退者を含む。）又は内定した者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4箇月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者（この場合の「4箇月以上」とは、「雇い入れの日から起算して120日以上」とする。）及び自営を開始した者。
- b ただし、訓練修了後3箇月以内に、4箇月未満の雇用期間の雇用契約により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後3箇月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「4箇月以上」の雇用期間の雇用契約により就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。
- c 就職した者のうち、労働者派遣事業により派遣される場合は、就職者は訓練修了後3箇月以内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者に限ることとし、自営業の場合は、訓練終了後3箇月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限るものとする。
- d 委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合は、雇用保険の加入者に限ることとし、委託先機関は実施状況報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。
- e 「内定」は、訓練修了者等からの書面に就職予定日の記載がある場合のみ可とする。
- f 「訓練修了者」からは、就業状況報告の日以前に、複数の職業訓練に係る受講指示を受けたことにより、再度の訓練受講中である又は予定している者を除くものとする。また、再度、受講あっせんを受け、職業訓練を受講し既に終了・中退している者についても「訓練修了者数」から除くこととし、そのうち就職者については「対象就職者数」から除くこととする。

イ 委託訓練実施機関に対する委託費の支払いについては、委託業務終了後に、委託先からの書面での請求に基づき精算払いする。

ウ 定員に充たなかった場合及び訓練受講者が訓練の修了に至らず受講を止めた場合は、委託料を減額する。